

平成30年12月5日

加賀市議会
議長 林 直 史 様

議会運営委員会
委員長 岩 村 正 秀
(議会改革検討会座長)

本委員会では、平成30年6月14日付で議長から諮問のあった「長期欠席者に対する議員報酬等の特例について」及び「常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに常任委員の所属について」の2件について、「議会改革検討会」を設置し、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、下記のとおり、意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、今回の審議の過程において、これまでの議会改革の取り組みとその大きな成果を踏まえて、長年据え置かれている議員報酬の引き上げに関する意見が出されましたので、これを付して、答申いたします。

答 申 書

- 一、新たに長期欠席者に対する議員報酬等の特例に関する条例を定めること。
- 一、「総務委員会」「教育民生委員会」「産業建設委員会」の3つの常任委員会を2つに再編成すること。
- 一、これまでの議会改革の取り組みを踏まえた議員報酬の引き上げについて、市当局に申し入れを行うこと。

長期欠席者に対する議員報酬等の特例について

平成29年10月の任期満了にともなう市議会議員の改選後、疾病により議員としての活動ができない期間が長期に及ぶ事案が発生したことを受けて、議会活動に対する報酬の支給について、市民から疑念の声が上がったことは事実であります。そこで、その職責や市議会に対する市民の信頼確保の観点から、他の自治体の事例等を調査研究したところ、加賀市議会として、石川県内で初めて長期欠席議員を対象とした「議員報酬等の特例に関する条例」を定めることが、適当であるとの結論に至ったので、ここに提言します。

なお、減額の対象となる期間については、所定の会議に連続して180日を超える期間を欠席した時点から対象とすることが適当であると考えます。

常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに常任委員の所属について

「加賀市議会委員会条例」第2条第1項第1号から第3号に規定する常任委員会について、それぞれの委員数が5名から6名となっており、条例の新設や当初予算等の重要案件を審議するうえで、少人数では、活発な議論を展開することに限界が感じられるとの意見が、議員定数の削減に取り組んだ結果として、議会内部でも顕在化しつつあります。

そこで、議員定数の削減に早くから取り組んでいる先進自治体の事例を調査研究したところ、一つの常任委員会の定数をある程度確保し、審議により多くの委員が参画できるよう、2つの委員会で構成している事例が見受けられました。

よって、加賀市議会としても、従来の3つの常任委員会を2つに再編成する方向で、当局との調整を図るべきと考えます。

議員報酬の引き上げについて

現行の報酬月額、平成8年1月1日に適用され、やがて23年が経過しようとしています。この間、議員定数を、24名から18名と4分の3に削減するとともに、平成17年10月の旧加賀市と旧山中町の合併時には、在任特例（14名の暫定的任期の特例）を適用せず、大幅な議会費の節減を図ったところです。また、平成23年6月には、議員年金が廃止され、地方議員のなり手不足の問題も表面化しています。

一方、加賀市議会では、平成23年4月に議会基本条例を制定し、政策提案条例や会議の公開、議会だよりの充実等、数々の議会改革に取り組んでおり、議員個々の活動や職責が広範囲に及んでいるのが実態です。それらの活動が認められ早稲田大学マニユフェスト研究所の全国議会改革度ランキングでは、一般市（政令市、中核市を除く）の議会全国1位というたいへん名誉ある評価をいただきました。

近年、本市の議会改革の取り組みについて、全国の自治体議会から問い合わせが増加し、これらの視察受け入れにも議員が輪番制で対応しているところです。

さらに、今般の常任委員会を2つに集約することによる調査活動範囲の拡大をはじめ、重点施策に関する国会議員や関係省庁など、関係機関に対する積極的な要望活動の展開、市が進める海外との友好親善事業への参加など、議員活動の重要性の高まりとともに、個々の議員の負担も大きく増加しています。

そこで、長年据え置かれている現行の報酬月額について、これらの議会活動の実態を踏まえた適正な報酬額に引き上げることを、検討会全会一致で確認しましたので、市当局に対して申し入れを行うよう答申いたします。

【議会改革検討会 座長所見】

議員の適正報酬の議論について座長としての所見を述べます。

平成17年の旧加賀市と旧山中町との合併を機に議員定数を大幅に削減するとともに、今日まで議会改革を全国レベルに押し上げる為に鋭意努力してまいりました。

また、合併により議員個々の調査活動範囲が広がったこともあり、平成23年には議会の総意として、議員報酬の増額を当時の市長に申し入れしたところ、適宜、特別職報酬等審議会を設置していただきました。議会側からも参考資料の提出や説明をいたしましたが、結果は残念ながら審議会の委員各位の理解は得られず、現状維持の裁定が下ったものであります。

その審議会からの意見書は、「今後とも議会自らがその活動を通じ、より一層、市民への周知・理解を図ることが大切である」と締めくくられております。

当時の議員活動や環境を理解いただけずに大変残念ではありましたが、審議会からのご意見を真摯に受けとめて、この七年間、開かれた議会を目指してあらゆる改革に取り組んでまいりました。特に、具体的な取り組みを掲げた議会基本条例に基づき、市内全域を対象とした議会報告会や各種団体との意見交換会の実施、子ども議会や女性議会の開催、議会だよりモニター制度の導入等、常に市民に寄り添うことを意識して議会活動に邁進してまいりました。

その結果、議会改革で全国トップ（政令市、中核市を除く一般市の議会）の評価をいただいたところであります。

結びに、市長並びに関係各位におかれましては、議会改革検討会の議論を踏まえ、議員報酬の引き上げについてご理解を賜りますよう切に願うものであります。

(議会改革検討会の開催状況)

回	年月日	会議内容
第1回	H30.08.24	<ul style="list-style-type: none"> ・座長の互選 ・今後の日程について
第2回	H30.09.05	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期欠席議員に対する議員報酬の減額規定について」及び「2 常任委員会制の事例について」の事例説明 ・適正な議員報酬について（定数削減と議会費の削減状況）
第3回	H30.09.26	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期欠席議員に対する議員報酬の減額規定について」（導入時は減額時期を先進事例の中間程度を目安） ・「2 常任委員会制の事例について」（先進事例について比較検討） ・適正な議員報酬について（これまでの議会改革の取り組み）
第4回	H30.10.22	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期欠席議員に対する議員報酬の減額規定について」（減額対象期間を180日経過後の事例で検討） ・「2 常任委員会制の事例について」の各党派での協議結果の確認（再編の時期は、現委員任期の満了を目的） ・適正な議員報酬について（議員のなり手確保や個人の負担増を考慮した引き上げの検討）
第5回	H30.11.22	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期欠席議員に対する議員報酬の減額規定について」（賛成5名・反対1名） ・「2 常任委員会制の事例について」（全会一致） ・議員報酬引き上げについて（全会一致、棄権1名） ・答申（素案）について
第6回	H30.12.5	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について